

令和4年1月7日

保護者 様

赤磐市教育委員会

### 学校の働き方改革にかかる「電話対応時間」の変更について

日頃より、赤磐市の教育推進にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。  
さて、報道等でご存じのことと思いますが、全国的に教職員の長時間労働が問題となり、「学校の働き方改革」への取組が進められています。赤磐市においても、業務の効率化を図り、子どもたちにとって真に必要なものは何かという視点をもちながら、教職員の心と身体の健康を維持するとともに、教育活動の充実に取り組んでおり、少しずつではありますが、成果が表れています。

しかしながら、教職員の時間外勤務時間の上限である月当たり45時間、年当たり360時間を超えている現状であり、依然として厳しい状況が続いています。

つきましては、令和元年度から市内全小・中学校で設定させていただいている「電話対応時間」の時間帯を次のとおり変更させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、学校の働き方改革の趣旨をご理解いただき、電話対応時間の変更についてご協力をお願いいたします。

#### 記

1 変更開始日 令和4年1月7日(金)より

2 電話対応時間

・小学校 8:00～17:30 ・中学校 8:00～18:30

※上記の時間を目安としますが、勤務時間(8:15～16:45)内での対応にご協力ください。(勤務時間は学校により若干前後します。)

※電話対応時間より前に教職員が出勤していない場合、または退庁している場合もあります。

3 その他

- (1) 土曜日、日曜日、祝日、学校閉庁日は電話対応時間ではありません。部活動等の欠席連絡は他の部員に連絡するなど対応をお願いします。
- (2) 土曜授業日や宿泊行事など、学校行事により変更することがあります。
- (3) 生徒指導等の緊急連絡がある場合は、学校から電話対応時間外に保護者の方へ連絡することがありますので、ご了承願います。
- (4) お子様の行方不明や救急搬送等の事案が起こった場合は、速やかに警察や消防へ連絡をお願いします。

本件に関するお問い合わせ先  
赤磐市教育委員会 学校教育課  
086-955-0972